

インターネットEB ご利用規定

第1条（サービス形態）

1. インターネットEB（以下「本サービス」といいます）は、契約者ご本人（以下「契約者」といいます）が占有・管理するパソコンコンピュータ等の端末（以下「パソコン」といいます）により、インターネットを利用して、次の取引を依頼することができるものとします。

(1) 照会サービス

あらかじめ届出した契約者名義の口座（以下「照会口座」といいます）の残高等の照会を行う取引。

(2) 振込振替サービス

あらかじめ届出た口座（以下「支払指定口座」といいます）よりご依頼金額を引当しの上、契約者の指示した当行および金融機関の国内本支店口座（以下「入金指定口座」といいます）へ振込を行う取引。

(3) 収納サービス（Pay-easy（ペイジー））

あらかじめ届出た口座（以下「支払指定口座」といいます）よりご依頼金額と手数料などを引当しの上、当行所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます）の払込みを行う取引。

(4) データ送付サービス

総合振込・給与振込・賞与振込サービスは、契約者からの依頼にもとづき、契約者があらかじめ届け出した口座（以下「引当指定口座」といいます）から依頼金額を引当し、振込または給与振込を行う取引。地方税納付サービスは、契約者からの特別徴収地方税の納入依頼にもとづき、当行の手続きを行う取引。口座振替サービス・集金代行サービスは、契約者が当行に口座振替の依頼を行い、当行がその手続きを行う取引。

(5) その他他が利用するサービス

本サービスにより利用することができる照会指定口座、または支払指定口座の科目・預金種目は当行所定のものとします。

3. 本サービスを利用する際して利用できないパソコンの機種およびブラウザのバージョンは当行所定のものとします。

4. 本サービスを利用する利用時間は、当行が定める利用日・利用時間内とします。ただし、本サービスが事前に通知することなく欠けたり変更することができるものとします。なお、当行の業況によらずに「顧客工事が発生した場合は、取替時間中であっても発生者に不都合なく、取引を一時的にまたは停止することがあります。

5. 本サービスの利用は日本国内に限りません。なお、海外からの利用により生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. 契約者は、本規定の内容を十分に理解した上で、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

第2条（本人確認、依頼内容の確定）

1. 本サービスには、サービスを利用する際の本人確認法にID・パスワード方式および「電子証明書方式」があります。

① ID・パスワード方式：ログインIDおよびログインパスワードにより契約者ご本人であると確認する方法。

② 電子証明書方式：電子証明書およびログインパスワードにより契約者ご本人であること確認する方法。

2. 本サービスのご利用にあたっては、本規定第6条第3号に定める振込振替サービスの入金指定口座の指定方法で、「都度指定方式」を利用の場合は「電子証明書方式」によるものとします。

3. ID・パスワード方式、および「電子証明書方式」いずれの場合も、契約者は、当行に対して本人確認のためのログインID、ログインパスワード、暗証用パスワード、承認パスワード（以下「パスワード等」といいます）を、契約者のパソコン上で登録するものとします。ただし、パスワード等の登録には、予め当行に書面で届け出た照会照准番号が必要となります。なお、契約者が本サービスの利用を開始した後は、パソコンの利用およびパスワード等（「電子証明書方式」利用の場合のログインIDを除く）を変更することができます。

4. 「電子証明書方式」を利用する場合には、当行が発行する電子証明書を利用所定の方法により、契約者のパソコンにインストールするものとします。（インストールの際、画面で登録したログインIDが必須となります。なお、ログインIDは電子証明書のインストールにもご利用いただけます。）

① 電子証明書は当行所定の期間（以下「有効期間」といいます）に限り有効です。本サービスをご継続して利用するためには、有効期間の満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行う必要があります。なお、当行は契約者事前に通知することなく、この電子証明書のバージョンを変更し、電子証明書が利用できなくなる場合があります。

② 本契約が更新された場合、電子証明書は自動的に更新されます。

5. 契約者が本サービスを利用する場合は、照会用照准番号、振込振替照准番号、可変照准番号、確認照准番号および、承認用暗証番号（以下これらを総称して「照准番号」といいます）、電子証明書（「電子証明書方式」の場合）、パスワード等（パソコンで当行に送信するものとする。当行は承認用照准番号、パスワード等の照准番号、パスワード等の照准番号を登録された電子証明書、パスワード等および照准番号等の一致を確認した場合は、当行がその事項を確認できたこととして取り扱います。）

(1) 契約者の意思として利用の申込、または承諾の意思表示であること。

(2) 当行が受領した依頼内容が正当な依頼内容であることを確認すること。

6. パスワード等、暗証番号等および電子証明書は、契約者ご本人の責任において厳重に管理してください。安全を高めるため、生年月日、電話番号、連続番号など、他人に知られやすい番号をパスワード等や暗証番号等として使用することを避けてください。契約者がパスワード等を定期的に変更してください。なお、当行からのご連絡をお断りすることはありません。

7. パスワード等および暗証番号等が盗取された場合、それにより発生した被害はお客様の責任であり、当行は責任を負いません。

8. 電子証明書がインストールしたパソコンを譲渡、廃棄する場合、インストールしたパソコンの遺失、盗難、破損等が発生した場合は、お客様の責任において、お客様の責任において当行所定の方法により、届出を行う電子証明書の交付を申し出てください。お客様の責任において発行された電子証明書、電子証明書の不正使用その他の事故が発生しても、それによっても生じた損害については、当行は責任を負いません。新しいパソコンで電子証明書を利用する場合は、当行所定の方法により電子証明書の再発行を受けいただく必要があります。

9. 契約者が当行からご依頼内容の更新を行う場合は、当行の承認を待たずに連続して行った場合は、当行は本サービスの取扱いを中止することができるものとします。

第3条（電子サービス）

1. サービスご利用登録時に、インターネットを介して電子メールアドレスの登録を行ってください。

2. 当行は振込・振替受付結果やその他の告知を届出の電子メールアドレスに送信します。

3. 届出の電子メールアドレスは変更できません。変更の際は、当行へご連絡ください。

4. 当行届出の電子メールアドレスに送信したうえは、連絡先等の他の理由による未着・延滞が発生したときも着落到達すべき期に到達したものとみなし、それによっても生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. 契約者が届出した電子メールアドレスが契約者の責めにより契約者以外の者のアドレスになっているとしても、それによっても生じた損害については、当行は責任を負いません。

第4条（利用限度額）

1. 「振込振替サービス」及「収納サービス」における「振込日」および「振込・振替金額と料金等の合計依頼金額の合計額、および「総合振込」[給与振込]「地方税納付」口座振替]「集金代行」の取引または承認限度額は、おおのけにいて契約者が当行に書面により届出た入金指定口座利用限度額（以下「上限額」といいます）を認めます。ただし、その上限は、当行所定の金額の範囲内とします。契約前および申込後の上限額の取り扱いは、当行標準の金額を限度額とします。

2. 限度額を変更する場合は、当行へ当行所定の書面により届け出た方法により取り扱います。

3. 限度額を超えた取引（振込）については、当行は、振込による被害を負いません。

第5条（集金サービス）

1. 税金（納税額）不渡、その他の相当の事情がある場合には、すでに高払した内容について、訂正または取り消すことができます。この場合、訂正または取消により生じた損害については、当行は責任を負いません。

2. 契約者は、残高等の口座情報（当行所定の時刻における内容）を閲覧し、契約者が契約照会を行った時点での内容とは異なる場合があることを異議なく承認し、これに起因して生じた損害については、当行は責任を負いません。

害については、当行は責任を負いません。

第6条（振込振替サービス）

1. 本サービスにおける支払指定振替取引は、次にとおり取扱います。

(1) 「振替」：支払指定口座へ入金指定口座が同一店内であり、かつ同一名義の場合における資金移動。

(2) 「振込」：上記以外の口座間における振替日以前または当日の振出とします。その際、使用された印刷と届出の印刷を相当の注をもつて、当行の届出とし、相違ないものとして取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 入金指定口座の指定方法は、契約者があらかじめ当行所定の書面により入金指定口座を届出する方法（以下、「都度指定方式」といいます）、および契約者指定の口座、入金指定口座を指定する方法（以下、「照度指定方式」といいます）があります。なお、契約者は、都度指定方式による振込振替は一見の振込先による便が有利である反面、契約者の操作により何れにも振込が可能となるリスクを十分理解したうえで利用するものとします。

4. 依頼内容については、当行が1件毎に最終確認コードを届出た時点で確認するものとします。

5. 依頼内容が確定した場合は、当行は速やかに（振込サービスの場合は振込指定口座）支払指定口座から依頼金額または振替金額を引当しの上、当行所定の方法で振込振替の手続きを行います。

6. 支払指定口座からの振込金額または振替資金の引当しにあたっては、当行の各種預金規定、当座規定貸付規定等にかかわらず、連続・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。

7. 振込手数料は、毎月1ヶ月分を取りまとめるうえ、当行所定の振替日に、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手またはあらかじめ指定された手数料引落口座より自動的に引当れます。

8. 振込・振替資金は、入金指定口座元金に自動的に振り分けられ支払済金とします。

9. 以下の事由が生じた場合は、振込・振替サービスの取扱いを中止します。

(1) 振込金額または振替金額が、支払指定口座より超過することによる金額（当座貸付を利用する場合は範囲内の金額を含みます。）を超過とします。ただし、振込指定日における振込予定の依頼合計が支払指定口座より払戻予定のことによる金額を超過ときは、そのいずれかを振込した依頼金額が当行所定のものとします。

(2) 支払指定口座および支払指定口座の解約のとき。

(3) 契約者が支払指定口座へ支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。

(4) 入金指定口座の預金名義人より入金禁止の手続きがとられていたとき。

(5) 振替等やむを得ない事情がある、振込・振替の取引が不適当と認められたとき。

(6) 本利用規約に反して、利用したとき。

10. 入金指定口座へ入金できない場合には、振込取引または振替取引はなかったものとします。

11. 振込手数料を取らずに入金は、振込指定日の前営業日の当行所定の時刻まで契約者のパソコンから、取引依頼を行うことができます。それ以降は後記第13条に規定する「届戻し」により取消しとなります。

第7条（収納サービス（Pay-easy（ペイジー）））

1. 収納サービスは、Pay-easy（ペイジー）は、本サービスに付随する基本サービスとして提供し、取納開始後は届出による届出または基本サービスにて提供いたします。収納サービスは、本サービスに付随するサービスとあり、取納サービスはあらかじめのお申込とご契約はできません。

2. 収納サービスにおける、支払指定口座の指定方法は当行所定の書面により届け出るともします。その際、使用された印刷と届出の印刷を相当の注をもつて、当行が照合し、相違ないものとして取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 収納サービスを取納開始日以前に契約者に対しては本サービスの照会指定口座および支払指定口座を、書面での届出なしに収納サービスの支払指定口座として取扱います。

4. 契約者のパソコンにおいて、収納機関から届出した収納機関番号、各顧客番号（納付番号）を、本サービスに照会する際の当行所定の事項を正確に入力し、収納機関に対する納付情報または請求情報（以下「取納情報」といいます）を当行に送信してください。ただし、契約者が収納機関のホームページにおいて、取納情報を確認したうえ料金等の支払方法として収納サービスを選択した場合は、この限りではなく、当該取納情報が本サービスに引き継がれます。

4. 前条本文の取次または前項届出の届付の結果として契約者のパソコンの画面に表示された取納情報に基づき、当行は、契約者の口座番号、パスワード等当行所定の事項を正確に入力してください。

5. 収納サービスは、当行の依頼内容を確認し、契約者の口座番号およびパスワード等ご届出の契約者の口座番号およびパスワード等ご一致を確認して、払込資金を契約者の支払指定口座へ引当し、た振込を成すものとします。

6. 払込資金の引当しおよび払戻請求書、または当行の各種預金規定、各種当座規定貸付規定等にかかわらず、連続・カード及び払戻請求書、または当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取り扱います。

7. 次の事由には料金等の払込みを行うことができません。

(1) 契約者が支払指定口座に当行所定の利用手数料を加えた金額が、手續時点において契約者の支払指定口座より払い戻すことによる金額（当座貸付契約があるときは限度可能高含みます）を超過する場合。

(2) 契約者の支払指定口座が解約済みの場合。

(3) 契約者の支払指定口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行った場合。

(4) 振替等やむを得ない事情がある場合に不当と認められた場合。

(5) 収納機関から収納情報について所定の確認がとれない場合。

(6) その他他が変更と認められた場合。

(7) その他利用規約に定められた事項は、当行が定める利用時間内としますが、取納期間の利用時間の変動もあり、当行の定める利用時間内でも利用できないことがあります。また、利用時間内であっても、料金等の払込依頼に対して当行の収納機関に内容を承認する等の際に行当所定の処理時間内で手続きが完了しない場合は、お取り扱いはできない場合があります。

8. 収納サービスにかかわらず契約が成立した後は、料金等の払込みを撤回することができます。

9. 振替サービスにかかわらず契約が成立した後は、料金等の払込みを撤回することができます。

10. 当行は、料金等の払込みが完了した結果（領収書）を発行いたします。収納機関の収納情報の内容、収納期間での手續の納税等その他の取納に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

11. 収納期間の連絡により、料金等の払込みが取消されたことがあります。

12. 収納行または収納機関所定の回数を超えて、所定の導入入力をお断り場合は、収納サービスの利用が停止される場合があります。収納サービスの利用を再開するには、必要に応じては、当行へお問い合わせください。

13. 収納サービスが本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料をお支払い頂く場合があります。

14. 前条の利用手数料は、契約者の口座から引落されるものとします。

第8条（総合振込）

総合振込は、次の各項に定める取扱いによる。

1. 同一のサービスに振込指定口座に複数回の異なる受取人に対して振込を行う場合は、本条の総合振込サービスによる振込指定口座は、当行所定の書面により届け出た方法で行ってください。

2. 引当指定口座の指定方法は、当行所定の書面により届出るともします。その際、使用された印刷と届出の印刷を相当の注をもつて、当行が照合し、相違ないものとして取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 振込指定口座、当行の本支店及び全国銀行データ通信システムに加盟している金融機関の本支店の各種預金、当座預金および貯蓄預金とし、依頼の都度、契約者が指定するものとして取り扱います。

4. 振込指定口座は、振込の金額が振り込まれた後は、事前に入金指定口座の口座番号の確認を行うものとします。

第9条（届戻し）

1. 振込の届戻しまたは変更の依頼にあたっては、事前に振込指定口座の口座番号の確認を行うものとします。

→前項の振込指定口座は、契約者が事前に口座確認を行うものとします。

6. データ伝送の仕様は、全国銀行協会が定めたデータフォーマット（以下「全銀フォーマット」）に限り、

7. 振込手数料は、当行の営業日とし、契約者が指定するものとし、

8. 当行が振戻した振込明細データに取扱いがある場合には、依頼人は直ちに再送を行うってください。

9. 当行が依頼人より受領した振込明細データの銀行コード、店番、預金種目、口座番号、受取人により振込の振込指定を行うきます。

10. 振込資金は振込指定日の前営業日の当行所定の時間に引当れます。なお、振込資金の引落しができない場合、総合振込の取扱いができない場合があります。

11. 振込指定口座の指定方法は、当行所定の書面により届出た方法で行ってください。その際、使用された印刷と届出の印刷を相当の注をもつて、当行が照合し、相違ないものとして取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. 振込手数料は、毎月1ヶ月分を取りまとめるうえ、当行所定の振替日に、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手またはあらかじめ指定された手数料引落口座より自動的に引当れます。

13. 受取人に対する振込は支払開始時刻は、振込が振込指定口座に入金された時刻とします。

14. 振込取引における、振込指定口座の指定方法は、当行所定の届出方法によるものとします。

15. 契約者が承認パスワードにより承認を行ったデータを当行が受領した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、後記第13条に規定する「届戻し」により取り扱うものとします。

第9条（給与振込・賞与振込）

給与振込・賞与振込（以下「給与振込等」といいます）は、次の各項に定める取扱いによる。

1. 本サービスにより給与振込等を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。

2. 給与振込等は、契約者の役員・従業員（以下「受給者」といいます）の指定する口座への報酬・賞与の振込とします。

3. 引当指定口座の指定方法は、当行所定の書面により届出るともします。その際、使用された印刷と届出の印刷を相当の注をもつて、当行が照合し、相違ないものとして取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. 振込指定口座は、当行の本支店及び全国銀行データ通信システムに加盟している金融機関の国内本支店（以下「指定金融機関」といいます）の受給者名義の普通預金または当座預金とします。

5. 前項の振込指定口座は、契約者が事前に口座確認を行うものとします。

6. データ伝送の仕様は、全国銀行協会が定めたデータフォーマット（以下「全銀フォーマット」）に限り、

7. 振込手数料は、当行の営業日とし、契約者が指定するものとし、

8. 当行が振戻した振込明細データに取扱いがある場合には、依頼人は直ちに再送を行うってください。

9. 当行が依頼人より受領した振込明細データの銀行コード、店番、預金種目、口座番号、受取人により振替の振込指定を行うきます。

10. 当行は依頼者に対して、給与振込の入金についての通知は行いません。

11. 振込資金は、振込指定日の前営業日の当行所定の時間に引当れます。なお、振込資金の引落しができない場合、給与振込の取扱いができない場合があります。

12. 振込資金の引当しにあたっては、当行の各種預金規定、当座規定貸付規定等にかかわらず、連続・カードおよび払戻請求書または、当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取り扱います。

13. 振込手数料は、毎月1ヶ月分を取りまとめるうえ、当行所定の振替日に、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手またはあらかじめ指定された手数料引落口座より自動的に引当れます。

14. 受取人に対する振込は支払開始時刻は、振込指定日の午前10時とします。

15. 契約者が承認パスワードにより承認を行ったデータを当行が受領した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、後記第13条に規定する「届戻し」により取り扱うものとします。

第10条（地方税納付サービス）

地方税納付サービスは、次の各項に定める取扱いによる。

1. 地方税納付サービスは、当行の依頼人によるあらかじめ指定された手数料引落口座より自動的に引当れます。

2. 地方税納付サービスは、依頼者がパソコンを操作してインターネットより当行に特別徴収口座の納入の依頼を行い、届出が手續式を行うサービスによるものとします。

3. 納付期間は、毎月10日と当日の銀行休業日の場合は翌営業日とします。

4. 当行が受領した納付明細データに取扱いがある場合には、依頼人はあらかじめ指定された日までに必ずお支払いください。

5. 引当指定口座の指定方法は、当行所定の書面により届出るともします。その際、使用された印刷と届出の印刷を相当の注をもつて、当行が照合し、相違ないものとして取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. 振込手数料は、毎月1ヶ月分を取りまとめるうえ、当行所定の振替日に、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手またはあらかじめ指定された手数料引落口座より自動的に引当れます。

7. 納付期間に限り手数料は、依頼者が指定する預金口座から、当行所定の方法により、納付期間に入引します。

8. 当行が受領した全データに対しての納入予定は、あらかじめ指定された日時までに所定の金額が振り込まれることとします。

9. 依頼人の依頼にもとづき当行が作成した納付書について、納付先の区町村から当行に対して受付内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について依頼人に照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。

第11条（口座振替サービス）

口座振替は、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間で締結した「預金口座振替に関する取扱い」の約定にもとじます。

1. 当行は契約者からの依頼を、データ伝送サービスを利用した預金口座振替による収納事務を委託します。

2. 本サービスにより口座振替を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。

3. 振替資金の金口口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出た方法で行ってください。その際、使用された印刷と届出の印刷を相当の注をもつて、当行が照合し、相違ないものとして取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. 契約者は、支払人から預金口座振替の依頼を受けたときは、当行所定の預金口座振替依頼書（以下「依頼書」といいます）を、当行へ届出してください。なお、口座振替サービスは引当指定口座（以下「引当指定口座」）の契約を前提として、当行の国内本支店である支払人名義の普通預金または当座預金とします。

5. 振替日は当行の営業日とし、契約者が指定するものとし、

6. 契約者が承認（パスワード）を入力の上承認したデータを、当行が受領した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、後記第13条に規定する「届戻し」により取り扱うものとします。

第12条（集金代行サービス）

集金代行サービスは、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間で締結した「預金口座振替による集金代行事務委託契約書」の約定にもとじます。

1. 当行は契約者からの依頼を、データ伝送サービスを利用した預金口座振替による収納事務を委託します。

2. 本サービスにより口座振替を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。

3. 振替資金の金口口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出た方法で行ってください。その際、使用された印刷と届出の印刷を相当の注をもつて、当行が照合し、相違ないものとして取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. 契約者は、支払人から預金口座振替の依頼を受けたときは、依頼書の提出を受け、当行へ提出してください。なお、引当指定口座は、当行の国内本支店および当行が指定する収納業者の振替金融機関の国内本支店である支払人名義の普通預金または当座預金とします。

5. 振替日は当行の営業日とし、契約者が指定するものとし、

6. 契約者が承認（パスワード）を入力の上承認したデータを、当行が受領した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、当行所定の取消時の事務取扱手数料をいただきます。

第13条（届戻し・振込内容の変更）

1. 振込の届戻しまたは変更の依頼にあたっては、事前に入金指定口座または引当指定口座のある当行本店に当行所定の方法により取り扱います。

2. 振込に契約者からの依頼内容にもとづき、振戻依頼電文または訂正依頼電文を振込先へ金融機関に送ります。届戻された振込資金は、支払指定口座または引当指定口座に入金されます。

3. 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通帳を受領しているときは、届戻しまたは訂正ができないことがあります。この場合は受取人とご間で協議してください。

第14条（手数料等）

1. 本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料を、毎月、あらかじめ指定された手数料引当口座から引当します。

2. 「振込振替サービス」及び「データ送付サービス」を行う場合は、当行所定の振込手数料を、毎月1ヶ月分とすものとす。なお、当行所定の振替日・手数料引落口座から引当します。

3. 第1項および第2項の利用手数料は、当行の各種預金規定、当座規定貸付規定等にかかわらず、連続・カードおよび払戻請求書または、当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取り扱います。

4. 当行は、第1項および第2項の手数料を依頼者に事前に通知することなく変更することができます。

第15条（取引内容の確認）

1. 当行が取引依頼書を受け付けた場合は、届出の電子メールアドレスに受付番号等を記載した電子メールを依頼書とともに送ります。なお、この電子メールが届かない場合は、当行は取引内容に相違がある場合には、すみやかにお取引店に照会してください。この照会がなかったことによっても生じた損害については、当行は責任を負いません。

2. 本サービスによる取引後、すみやかにパソコンによりお振込・振替結果照会を行うか、預金通帳へお入りまたは当座規定金表等により、取引内容を照会してください。万一、取引内容・残高に疑義がある場合は、ただちにお取引店にご連絡ください。

3. 取引内容・残高に相違がある場合には、契約者と当行の間で協議が完了したときは、当行の電子的記録等の指定方法によるものとします。

4. 当行は本サービスにかかわらず取引の依頼はすべて記録し、長期期間保持します。

第16条（免責事項）

1. 本サービスのパソコンから送信されたパスワード等、暗証番号等、電子証明書および口座番号、当行に登録されているID/パスワード等、当行に届出の暗証番号等、電子証明書および口座番号の一致を確認して取り扱った場合は、パスワード等、暗証番号等および電子証明書明細書については、当行は責任を負いません。